

規制・制度改革委員会最終報告書

更なる規制・制度改革の 推進に向けて

規制・制度改革委員会の成果と今後の改革課題

平成24年12月

内閣府行政刷新会議

規制・制度改革委員会

はじめに

規制・制度改革は、経済の活性化、国民生活の安定・向上のため、内外の諸環境の変化に応じて、我が国の社会経済構造を変革していく重要な取組のひとつである。特に、現下の厳しい経済情勢と財政事情のもとでは、財源措置を伴わない経済活性化策としても極めて有効な政策手段であることは論をまたない。

規制・制度改革委員会では、改革の成果を高めるためには、政治の強いリーダーシップのもと、各府省庁等が主体的・積極的に改革に取り組むことが不可欠であるとの認識に立ち、諸々の活動に取り組み、数多くの成果を上げてきた。

こうした取組を更に効果的・効率的に機能させ、改革の成果をより一層高めていくための「仕組み」を確立することが重要であると考え、委員会における各論具体論の検討に加え、この仕組みの在り方についての議論を重ねてきたが、このほど一定の案を得た。今後、これを早急に実現に移していく必要がある。

農業や医療・介護などの重要政策分野における規制・制度改革のほか、本報告書に示した今後の改革課題は、我が国経済の再生を実現するためにも継続的に取り組むべき重要課題である。新体制に移行後、速やかに改革が実行されるよう、切れ目のない精力的な活動が求められる。

規制・制度改革委員会 委員長 岡素之

目 次

はじめに

目次	1
1. 規制・制度改革委員会の軌跡とこれまでの成果	2
(1) 第1期（平成22年3月～平成22年9月）	
(2) 第2期（平成22年9月～平成23年7月）	
(3) 第3期（平成23年9月～平成24年7月）	
(4) 国民の声	
2. 今期の取組（平成24年7月～）	6
(1) 今期の規制・制度改革委員会の運営	
(2) 規制全般の定期的・横断的な見直しの仕組み	
(3) 集中討議の実施	
(4) 経済活性化ワーキンググループの活動	
(5) グリーンワーキンググループの活動	
(6) 日本再生加速プログラム	
3. 今後の分野別改革課題	12
(1) 今後の改革課題	
(2) 既定事項のフォローアップ	
(資料1) 規制・制度改革委員会の設置について	13
(資料2) ワーキンググループの設置について	15
(資料3) 委員名簿	17
(資料4) 今期の開催実績	21
(資料5) 関連する閣議決定等一覧	23
(資料6) 今期の規制・制度改革委員会の運営について	25
(資料7) 規制全般の定期的・横断的見直しについて（案）	33
(資料8) 集中討議の開催結果について（報告）	43
(資料9) 経済活性化のための緊急提言	55
(資料10) 日本再生加速プログラム（抜粋）	63
(資料11) 今後の改革課題	73
(資料12) フォローアップ調査（平成24年10月）一覧表	89

1. 規制・制度改革委員会の軌跡とこれまでの成果

規制・制度改革は、時代の進展や国際環境の変化に即して、我が国の社会経済構造を変革していくための最も重要な取組の一つである。

こうした基本認識の下、規制・制度改革委員会（以下、「委員会」という。）は、平成22年3月に内閣府行政刷新会議の下に「規制・制度改革に関する分科会」として設置され、以来、第1期（～平成22年9月）、第2期（～平成23年7月）、第3期（～平成24年7月）と活動を続けてきた。平成24年5月には、規制・制度改革の取組強化の一環として、分科会から委員会へと名称変更された。

委員会では、「国民の声」というボトムアップ型の仕組みを活用することで、国民の皆様や事業者からの御意見や御要望を広く伺う一方、種々の経済対策など国家戦略を実現するための制度面の課題解決のため、トップダウン型の規制・制度改革の実現を目指してきた。

更に、エネルギー・環境会議（内閣官房国家戦略室）、医療イノベーション会議（内閣官房医療イノベーション推進室）など、時の重要な改革課題を推進する会議体・事務局とも連携して改革を進めてきた。

こうした様々な取組が相互に補完することにより、委員会はこれまでに数多くの規制・制度改革の対処方針を閣議決定する成果を上げてきたところであり、具体的には、グリーン・エネルギー分野、ライフ分野、農林・地域活性化分野などが主要な改革ターゲットとなった。

（1）第1期（平成22年3月～平成22年9月）

第1期では、平成22年3月に終了した規制改革会議の提言や、「国民の声」に寄せられた提案等を踏まえ、検討を開始した。

再生可能エネルギー等を含むグリーンイノベーション分野、医療・介護等のライフイノベーション分野、農業分野を中心として、61項目を平成22年6月に第一次報告書を取りまとめ、「規制・制度改革に係る対処方針」として同6月に閣議決定するに至った。

その後さらに、「日本を元気にする規制改革100」として、83項目の改革事項を決定した。

《主な閣議決定事項》

- 再生可能エネルギーの導入促進（風力発電導入に係る建築基準法の基準の見直し、大規模太陽光発電設備に係る建築基準確認申請の不要化等）
- スマートメータの普及促進（屋外通信規制の緩和、インターフェースの標準

火等)

- 容積率の緩和（環境貢献措置の評価、老朽建築物建替えに資する容積率の緩和）
- ドラッグラグ、デバイスラグの更なる解消（独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査機能強化、薬事戦略相談の創設等）
- 医行為の範囲の明確化（介護職による痰の吸引、胃ろう処置の解禁等）
- 米の農産物検査法の在り方（一定の場合に農産物検査法の証明を省略して年産・品種を表示可能に）
- 農業生産法人の要件（資本、事業、役員）の更なる緩和
- 農協に対する金融庁検査・公認会計士検査の実施 等

（２）第２期（平成２２年９月～平成２３年７月）

第２期では、第１期の積み残し課題や、「新成長戦略」（平成２２年６月閣議決定）等を踏まえて更なる検討を開始した。また、新しい取組としては、平成２３年３月に、透明性・公開性といった事業仕分けの特長をいかした「規制仕分け」を行った。

平成２３年３月に発生した東日本大震災への政府の総力を挙げた対応のため、これらの検討を一時中断した一方、各府省庁等の震災対応をバックアップし、被災者や被災地の地方公共団体などに一覧性をもって情報提供するため、「東日本大震災に関連した各府省の規制緩和等の状況」（平成２３年４月）を取りまとめ、公表するなどの対応を行った。

震災前に各府省庁等と調整済みであった１３５項目については、平成２３年４月に「規制・制度改革に係る方針」として閣議決定を行い、その後、残る５６項目についても、平成２３年７月に「規制・制度改革に係る追加方針」として閣議決定を行った。

《主な閣議決定事項》

- 道路への設置許可対象の範囲拡大（太陽光発電設備の道路占用許可対象物件への追加、設置可能対象物件の周知徹底）
- 着地型観光に即した各種業規制の見直し（地域自らが主催する募集型企画旅行についての旅行業法における新たなカテゴリー創設等）
- PPP／PFI制度の積極的な活用（SPCの株式の譲渡、公物管理権の民間への部分開放、公務員の民間への出向の円滑化）
- 建築物の仮使用承認手続及び完了検査制度の見直し（内装工事を残し工事完了している場合に係る仮使用承認手続の迅速化等）

- マンション投資への悪質な勧誘に対する規制強化（契約締結前の行為規制及び契約締結後の消費者保護）
- 一般用医薬品のインターネット等販売規制の見直し
- 国家貿易制度の見直し（麦・乳製品の国家貿易におけるSBS方式（売買同時契約方式）の導入拡大） 等

（３）第３期（平成２３年９月～平成２４年７月）

第３期には、東日本大震災後の日本の再生に向けて、経済連携などによる「復旧・復興／日本再生」を担う第１ワーキンググループ、震災後のエネルギー政策見直しの動きに連動して、再生可能エネルギー及びそれに関連する規制・制度を中心に、エネルギーに係る事項を扱う第２ワーキンググループをそれぞれ設置し、検討を進めた。

この結果、平成２４年４月には１０３項目の「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」を、平成２４年７月には４１項目の「規制・制度改革に係る方針」を閣議決定した。

更に、主要な改革分野の一つである農業分野について重点的に取り組むため、平成２４年５月には農業ワーキンググループを設置し、検討を重ねた。

また第３期には、過去に閣議決定した改革事項のうち、未だ実現していないものや、所期の成果が十分に上がっていないと考えられる事項については、その原因の分析・検証が必要であることから、各府省庁等の取組状況を四半期ごとに検証するフォローアップ調査を開始した。更に、医療、農業等の分野については、「重点フォローアップ」として、委員会においてヒアリングを行った。

《主な閣議決定事項》

- 売電用太陽光発電施設の工場立地法の取扱いの見直し（工場立地法の適用対象外とすること、環境施設として位置付けることの検討）
- 自然公園内における地熱発電施設の設置に関する規制の見直し（国立・国定公園内における地熱発電施設の箇所を限定する通知の廃止等）
- 45フィートコンテナ輸送の普及促進に向けた取組（通行可能な経路の調査）
- 自動車整備工場に対する建築基準法の用途地域ごとの面積制限の緩和（地方自治体に対する技術的指針発出後の立地状況の検証）
- 食品添加物の指定手続の簡素化・迅速化（未指定の国際汎用添加物の指定に向けた今後のロードマップの策定）
- 医療機器分野における規制・制度改革（薬事法改正、民間登録認証機関の活用、海外医療機器の承認審査手続の合理化）

- 専門 26 業務における「付随的な業務」の範囲等の見直し（各都道府県労働局に対する指導、「付随的な業務」の該当性判断円滑化、「労働者派遣事業関係業務取扱要領」見直し等） 等

（４）国民の声

おかしなルール（国の規制・制度の改善につながる提案）などを広く国民から聴取するべく平成 22 年 1 月より開始された「国民の声」では、常時の受付の他、各期において集中受付を実施している。

寄せられた声は、上記の取組において活用されている他、「国民の声」としての閣議決定も行っている。第 1 期では 90 項目、第 2 期では 66 項目、第 3 期では 57 項目の対処方針の閣議決定に至っている。

《主な閣議決定事項》

- 食品中の放射性物質の基準値の設定（子供の摂取量の多い乳製品に関し、独自の検討を行う）
- 災害時の燃料確保、給油場所確保のための安全対策の検討（所轄消防長等が迅速に対応できるような対策の検討）
- 食品表示の一元化（実態を踏まえ、消費者の立場に立ったわかり易い表示の一元化の検討）
- 特例民法法人に係る移行期限の延長（東日本大震災の被災法人の状況を考慮し、期限延長の検討）

2. 今期の取組（平成24年7月～）

今期からは、毎年6月頃の閣議決定を目指す規制・制度改革の「年度サイクル」の確立を目指し、精力的に検討を進めてきた。

（1）今期の規制・制度改革委員会の運営

今期の委員会では、改革に臨む基本的な視点を下記のとおり整理し、これにしたがって論点整理を行い、個別具体的な検討を進めるとともに、その国民生活に対する意義を十分に説明することとした。（資料6参照）

【規制・制度改革推進に当たっての基本的な視点】

- ① 消費者・ユーザーに対する多様な選択肢の確保
- ② 多様な選択肢を確保する公正な競争条件の整備
- ③ 「事件」に対する過剰対応の見直し
- ④ より緩やかな規制への移行
- ⑤ 国際的な整合性の確保
- ⑥ 民間の活力による社会的課題の解決
- ⑦ 多様な主体の参画によるセキュリティの確保

また、下記1から6までのテーマを重点対象としてそれぞれ検討を進めた。

【今期の規制・制度改革の重点対象】

- 1 規制の定期的・横断的見直しのための推進体制
- 2 経済活性化分野
- 3 医療・介護分野
- 4 農業分野
- 5 エネルギー分野
- 6 IT分野

このうち、1については委員会本体で、2及び6については経済活性化ワーキンググループで、3及び4については集中討議で、5についてはグリーンワーキンググループで検討・討議が行われた。

また、委員会本体では、第3期に開始された四半期に一回のフォローアップ調査を、新たに閣議決定された事項等を追加しつつ、引き続き実施した。

（２）規制全般の定期的・横断的な見直しの仕組み

規制・制度は、制定から時代を経るにしたがって、社会経済情勢の変化に伴い、その意義や役割に変化が生じ、必要性が薄れ、あるいはより競争的・市場的な方法による代替手段が可能となるものがある。こうした規制・制度の見直しを進めるのが政府において規制改革を担う部局の役割であるが、一方、こうしたものを定期的・横断的にスクリーニングし、各府省庁等自らが見直しを推進することができる仕組みが存在することが望ましい。また、規制の新設に当たっても、その必要性・効果等について、代替手段も含めた検討を改革推進の観点から実施する必要がある。

こうした課題については、これまで数十年にわたり議論されてきたところであり、この中で、規制全般の定期的・横断的な見直しルールを策定しようとするいくつかの試みがあった。しかしながら現状において、規制・制度改革が自律的に進むような明確なルールはいまだ確立されていない。

行政改革に関する懇談会の提言「大転換期の行政改革の理念と方向性について」（平成24年8月7日）においても、「一定期間が経過した規制の見直しなど、利用者・消費者の視点に立った見直しを定期的・横断的に実施」することが求められている。

このため、委員会では、規制・制度の個別具体的な改革分野・項目の検討に加え、規制・制度改革が不断に進むよう、以下の点に配意しながら、規制全般の定期的・横断的な見直しの仕組みの構築について検討してきた。

- ・ 内閣及び政務三役のリーダーシップの下、各府省庁等が主体的・積極的に改革に取り組むこと
- ・ 過去の閣議決定等を受けて取り組まれている、許認可等の統一的把握、規制の新設・改廃の際の事前評価などの枠組みを活用しつつ、その機能が十分に発揮され規制・制度全般の見直しに結びつくようにすること
- ・ 規制の新設・改廃から一定期間が経過したものについて、定期見直し（事後評価）が確保され、統一的把握・事前評価と同様に規制・制度全般の見直しに結びつくようにすること
- ・ 委員会が必要に応じて各府省庁等の取組に関与することにより、PDCAサイクルを機能させ、規制・制度改革の実効性を上げる仕組みを構築すること

こうした仕組みの具体的な在り方について、資料7のとおり取りまとめたところであり、今後はこの仕組みの実現が求められる。

(3) 集中討議の実施

既定事項のフォローアップ調査を実施する中で、改革推進が難航している諸課題を一步でも前進させるため、規制官庁や事業者も交え、公開の形式で議論を進めることが提案され、平成24年11月27日（火）から29日（木）までの3日間、プレスフルオープン、常時のインターネット中継を入れた形で「集中討議」を実施した。

【対象分野とテーマ】

- 農林漁業分野
 - 農地を所有している非農家の組合員資格保有という農協法の理念に違反している状況の解消
 - 農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保険制度の連携強化による資金供給の円滑化
 - 農業用施設用地の大規模野菜生産施設等建築による農地転用基準の見直し
 - 国家貿易制度（麦）の見直し
- ライフ（医療・介護）分野
 - 再生医療の推進
 - 介護事業における事業主体（社会福祉法人）の在り方

この結果については、資料8のとおり委員会（平成24年12月13日開催）に報告された。

(4) 経済活性化ワーキンググループの活動

我が国経済にとっての当面の課題であるデフレを脱却し、中長期的にも所得の増加を伴う国民全体にとって望ましい経済運営を可能にするためには、「人」、「モノ」及び「お金」がダイナミックに動く環境を整備することにより、生産、分配及び支出にわたる経済の好循環等を促していく必要がある。

このため、経済活性化ワーキンググループを設置し、

- 人を動かす観点から、働く人がその能力を最も発揮できる産業や職場への移転が円滑に進むよう、政策の重点をリーマン・ショック後の危機対応のための「守りのモード」から、新たな就業や起業を拡大する「攻めのモード」にシフトさせる。併せて、我が国の雇用の7割を担う中小企業の抜本

的な経営改善支援も進展させる。

- モノを動かす観点から、国内外における取引機会の拡大や物流の活性化、公共データの民間開放・利活用をはじめとする経済社会に存する各種の無形の知的資産の有効利用を促進する。
- お金を動かす観点から、多額の金融資産が我が国における消費や投資につながるメカニズムを構築する。

ことを念頭に検討を進めた。

平成24年11月26日には、「経済活性化のための緊急提言」（資料9）を取りまとめ、この成果は、後述の「日本再生加速プログラム」に反映されたところである。

経済活性化ワーキンググループでは更なる課題に取り組んでおり、引き続き取り組むべき課題については、後述の「3. 今後の分野別改革課題」を参照されたい。

（5）グリーンワーキンググループの活動

第3期における「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」のフォローアップ・早期措置や、新たな課題への対応のため、平成24年内に策定することとされた「グリーン政策大綱」の動きに合わせ、グリーンワーキンググループを設置して検討を進めた。

この一部項目については、後述の「日本再生加速プログラム」に反映されたところである。グリーンワーキンググループでは更なる課題に取り組んでおり、引き続き取り組むべき課題については、後述の「3. 今後の分野別改革課題」を参照されたい。

（6）日本再生加速プログラム

デフレから早期に脱却し、中長期的にも所得の増加を伴う国民全体にとって望ましい経済成長を実現するため、規制・制度改革を通じて「モノ」、「人」、「お金」がダイナミックに動く社会経済環境を早急に整備し、生産、分配、支出にわたる好循環を導くことを目指すことが重要である。

このため、規制・制度改革は「日本再生加速プログラム」（平成24年11月30日閣議決定）の3本柱の一つとして位置付けられた。

委員会では、「日本再生戦略」に示された重点3分野（グリーン、ライフ、農林漁業）をはじめとする各分野における規制・制度改革について集中的に検討

を進め、既定の改革方針の前倒し及び充実を含め、以下の具体的措置をはじめとする70の対処方針を取りまとめ、閣議決定に盛り込まれた。(資料10)

【「お金」の動きの活性化】

- 証券市場の活性化
- 出資規制の緩和
- 投資法人における資金調達・資本政策手段の多様化

【「モノ」の動きの活性化】

- 電子輸出申告の24時間化
- オープン・データの一層の推進
- 個人を特定できない形にした情報の利用の自由化
- 企業グループでの産業廃棄物の「自ら処理」の容認

【「人」の動きの活性化】

- 独創的な若手研究者育成、発掘のための制度改革
- 労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分の更なる明確化
- 有料職業紹介制度の見直し

【日本再生戦略重点3分野の活性化】

<グリーン分野>

- 発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等
- 超小型モビリティの走行緩和
- 小水力発電に係る河川法の許可手続の簡素化

<ライフ分野>

- iPS細胞を用いた再生医療実現のための法整備等
- ワクチン政策の見直し
- レセプト等医療データの利活用促進

<農林漁業分野>

- 国家貿易制度の見直し
- 国産木材の利用促進

3. 今後の分野別改革課題

委員会では6月頃の閣議決定を目指した「年度サイクル」の確立に取り組んでいるところであり、前述のとおり一部の成果については取りまとめられたものの、主要な改革課題については未だ検討・調整の途上にある。

(1) 今後の改革課題

委員会が現に検討を進め、あるいは委員会で取り上げる予定としていた今後の改革課題を資料11に示す。

規制改革会議が成し得ず残した改革課題¹を委員会が引継ぎ、多くの項目を現に至らしめたのと同様に、今後、新たな政権の元で政府部内に設置されるであろう規制・制度改革を担う組織においても引き続き、委員会が取り組んできた改革課題に取り組み、改革が成し遂げられることを期待する。

(2) 既定事項のフォローアップ

第3期より開始された既定事項のフォローアップ調査においては、閣議決定に規定された措置の範囲のみならず、改革が本来意図している所期の成果を十分に上げることが目的として、委員会としての問題意識及び各府省庁等への指摘事項を「問題意識・指摘事項」欄に詳細に記述しているところである。

こうしたフォローアップ調査の実施により所期の改革が着実に進められている一方で、一部の省において、委員会のこうした取組・進め方についての理解が得られず、「問題意識・指摘事項」に真摯に対応する態度が見られない事例があることは遺憾である。

新たな規制・制度改革を担う会議体・事務局においては、資料12における「問題意識・指摘事項」を引継ぎ、改革を進めるとともに、これらの延長線上において、更に一歩進んだ内容の対処方針を改めて閣議決定する等の取組がなされることを期待する。

¹ 「更なる規制改革の推進に向けて」（平成21年12月4日規制改革会議）参照。

規制・制度改革委員会の設置について

平成 23 年 9 月 15 日
行政刷新会議

1. 「行政刷新会議の設置について」（平成 21 年 9 月 18 日閣議決定）5 に基づき、規制・制度改革に関する検討を行うため、規制・制度改革委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会の構成員は、議長が指名する。
3. 委員長は、構成員の中から、議長が指名する。
4. 委員長代理は、構成員の中から、委員長が指名する。
5. 委員会において配布された資料は、原則として、公表する。
6. 委員会の議事概要を公表する。
7. 必要に応じ、特定の分野に関する調査・検討を行うため、委員会にワーキンググループを設置する。各ワーキンググループの構成員は、委員長が指名する。
8. 前各項に定めるもののほか、委員会及びワーキンググループの運営に関する事項その他必要なことは、委員長が定める。

（注）「規制・制度改革に関する分科会」から「規制・制度改革委員会」への名称変更に伴い、「規制・制度改革に関する分科会の設置について」（平成 23 年 9 月 15 日行政刷新会議決定）を一部改めた（平成 24 年 5 月 24 日行政刷新会議において決定）。

ワーキンググループの設置について

平成 24 年 10 月 4 日
行政刷新会議
規制・制度改革委員会

1. 規制・制度改革委員会に、次のとおりワーキンググループ（以下「WG」という）を設置する。
 - (1) 経済活性化WG
 - (2) グリーンWG
2. WGにおいて配布された資料は、原則として、公表する。
3. WGの議事概要を公表する。
4. 委員会構成員は、いずれのWGにも参加することができる。

